

## 改正労働者派遣法案に反対する会長声明

- 1 労働者派遣法の見直しについては、この間、厚生労働省の労働政策審議会で議論がなされていたところであるが、2014年（平成26年）2月28日、同審議会は、同省から諮問のあった「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」を了承し、政府は、3月11日にこれに基づいた改正案（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」）（以下、「本改正案」という。）を閣議決定して、同日付けで国会に上程した。本年の通常国会において、本改正案の成立をはかる予定とされている。

しかし、本改正案の内容は、派遣労働者のみならず労働者全体の雇用の安定を脅かし、労働者世帯の生活を貧困に陥れる事態をもたらしかねないものであって、当会は、本改正案には反対である。

- 2 現行法制度のもとにおいては、労働者を指揮監督する者は直接労働者を雇用すべしとする直接雇用が原則とされており（民法第623条、労働契約法第6条）、雇用と使用を分離する間接雇用は、労働者の地位を不安定にし、労働基準法、労働安全衛生法等各種法制度における雇用主としての責任を曖昧にする等の弊害があることから、中間搾取の禁止を定める労働基準法第6条及び労働者供給事業を禁止するとともに供給先における労働者への指揮命令の禁止を定める職業安定法44条によって、原則として禁止されている。

労働者派遣は、間接雇用の一形態であるから、直接雇用の原則のもと、労働力需給調整の観点からあくまで例外として認められるにすぎず、これまでの労働者派遣法も、「常用代替防止」を原則とし、派遣先の常用労働者（いわゆる正社員）との代替が生じないように、派遣労働は、臨時的・

一時的なものに限るとされてきたところである。

3 ところが、本改正案は、派遣労働は、間接雇用禁止の原則の下で常用代替防止の趣旨に反しない限り、例外的に認められるにすぎないとのこれまでの考え方を、以下の各点で、事実上放棄している。

(1) 原則1年・最長3年という現行の派遣期間制限を事実上撤廃し、無期限に派遣制度を使い続けることを可能とするものである。派遣元において雇用期間の定めなく雇用された派遣労働者や60歳以上の高齢者等については派遣期間制限は撤廃される。派遣元で有期雇用されている派遣労働者についても、労働者個人としては3年が派遣期間の上限となるが、派遣先における過半数組合か過半数代表者の意見聴取の手續を踏めば、派遣労働者を入れ替えることにより派遣労働を継続して利用することができる制度とされている。

(2) 専門業務（専門26業務）と一般業務との区分を撤廃して一般的・恒常的業務にまで対象業務を拡大している。専門業務は、その専門性・特殊性ゆえに例外的に派遣期間を制限していなかったが、その区分を撤廃することは、あらゆる業務で(1)のように派遣労働を無制限に拡大することができるようになる。

(3) 派遣先の業務終了と同時に失職する登録型派遣をそのまま存置している。登録型派遣は、著しく労働者の地位と雇用とを不安定にする形態であって、そもそも登録の段階では派遣元との雇用関係は存在しないことからすれば、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」という労働者派遣の定義（労働者派遣法第2条第1号）に該当せず、労働者派遣の本質に反するものであるから、本来、禁止されるべきものである。こうした不安定雇用の登録型派遣を存置しておくことは、常用代替防止という労働者派遣法の趣旨をも潜脱するもの

であり許されない。

- 4 なお、本改正案は、派遣期間の定めのある派遣労働者については、派遣期間の上限に達した際に雇用安定措置として、派遣元が、新たな派遣就業先の提供、派遣元での無期雇用化、教育訓練等の措置を講じなければならないとしている。しかし、他の派遣先がない場合や、派遣元において無期雇用ができない場合など、派遣元がこれらの措置を講じない場合の私法的な効力は付与されておらず、雇用安定措置としては実効性を欠く。

また、本改正案は、賃金等の労働条件の改善についても、「均衡待遇」を努力義務として指針に規定するよう求めるにすぎず、欧州で広く認められている、「派遣期間中の派遣労働者の基本的雇用労働条件は、同一職務に派遣先によって雇用されていれば適用されたものを下回らない」との均等待遇原則を明示せず、派遣労働者の地位向上に背を向け、低賃金の劣悪な労働条件による派遣労働利用に広く道を開くものとなっている。

- 5 以上のとおり、本改正案は、雇用が不安定でかつ低賃金となる傾向のある間接雇用たる労働者派遣を、原則的雇用形態として定着させ、貧困の拡大をもたらすおそれが高い。2013年（平成25年）の正規雇用労働者は3294万人、非正規雇用労働者は1906万人となった。前年よりも正規雇用労働者は46万人減り、他方で、非正規雇用労働者は93万人増え、労働者の37%を占めるに至っている。

今後、本改正案に沿った法改正がなされれば、直接雇用から労働者派遣に雇用形態への移行が進み、間接雇用である派遣労働者が増加し、ひいてはさらなる正規雇用者の減少と非正規雇用労働者の増加が加速することが予想され、派遣労働者のみならず、労働者全体にとって、雇用の不安定化と労働条件の低下を招くことになり、労働者世帯の生活を貧

困に陥れる事態をもたらしかねない。

- 6 当会は、本改正案に反対するとともに、登録型派遣の禁止、派遣労働者の均等待遇、派遣業務の専門的分野への限定など、人間らしい労働と生活を確保するための抜本的な労働者派遣法改正を行うよう求めるものである。

2014年（平成26年）3月14日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久